

「わがまち特例」一覧

周防大島町税条例 第61条の2

条項・対象施設 等	特例割合 (課税標準)	取得時期	適用期間	具体的な資産の一例（各資産とも認定要件があります）	根拠法令
第1項「家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産」	2分の1	—	—	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 （他の用途に供されていないものに限る）	地方税法 第349条の3第27項
第2項「居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産」	2分の1	—	—	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 （他の用途に供されていないものに限る）	地方税法 第349条の3第28項
第3項「事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産」	2分の1	—	—	事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産 （他の用途に供されていないものに限る）	地方税法 第349条の3第29項

周防大島町税条例 附則第10条の2

条項・対象施設 等	特例割合 (課税標準)	取得期限	適用期間	具体的な資産の一例（各資産とも認定要件があります）	根拠法令
第1項「水質汚濁防止法の汚水・廃液処理施設」	2分の1	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日から令和8年3月31日まで	—	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈殿装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）（既存の施設または設備に代えて設置したものは対象外）	地方税法附則 第15条第2項第1号
第2項「公共下水道の除害施設」	5分の4	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日から令和8年3月31日まで	—	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、濾過装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈殿装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）（既存の施設または設備に代えて設置したものは対象外）	地方税法附則 第15条第2項第5号
第3項「都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設」	5分の3 または 2分の1	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	緑化施設、通路（次に掲げる施設のいずれかと連絡するものであること、何らの制限なしに通行できると及び構造上他の施設と区分されているものであることについて国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）、道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設、公園、緑地、広場その他の公共空地（都市再生特別措置法に規定する認定業者が都市再生緊急整備地域において取得したものが対象）	地方税法附則 第15条第14項
第4項「津波対策の用に供する償却資産」	2分の1	平成28年4月1日から 令和10年3月31日まで	4年	防潮堤、護岸（改良されたものにあつては、当該改良によって高さを増したものに限るものとする。）、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物	地方税法附則 第15条第21項
第5項「指定避難施設の用に供する家屋」	3分の2	平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結	5年	警戒区域内に存する指定避難施設の避難用部分（避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路）	地方税法附則 第15条第22項第1号
第6項「管理協定に定められた協定避難施設の用に供する家屋」	2分の1	平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結	5年	警戒区域内に存する施設の避難用部分（避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路）	地方税法附則 第15条第22項第2号
第7項「管理協定に定められた協定避難施設の用に供する家屋」	2分の1	平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結	5年	警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設の避難用部分（避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路）	地方税法附則 第15条第22項第3号
第8項「指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産」	3分の2	平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結	5年	警戒区域内に存する指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備）	地方税法附則 第15条第23項第1号
第9項「協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産」	2分の1	平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結	5年	警戒区域内に存する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備）	地方税法附則 第15条第23項第2号
第10項「太陽光発電設備（特定太陽光発電設備）」	3分の2	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	太陽光発電設備（再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置で、出力1,000キロワット未満） ※認定発電設備除く	地方税法附則 第15条第25項第1号イ

条項・対象施設 等	特例割合 (課税標準)	取得時期	適用期間	具体的な資産の一例（各資産とも認定要件があります）	根拠法令
第11項「風力発電設備（特定風力発電設備）」	3分の2	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	風力発電設備（出力20キロワット以上） ※認定発電設備に限る	地方税法附則 第15条第25項第1号ロ
第12項「地熱発電設備（特定地熱発電設備）」	3分の2	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	地熱発電設備（出力1,000キロワット未満） ※認定発電設備に限る	地方税法附則 第15条第25項第1号ハ
第13項「バイオマス発電設備（特定バイオマス発電設備）」	3分の2	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	バイオマス発電設備（出力10,000キロワット以上20,000キロワット未満）※認定発電設備に限る	地方税法附則 第15条第25項第1号ニ
第14項「バイオマス発電設備（特定バイオマス発電設備）」	7分の6	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	バイオマス発電設備（出力10,000キロワット以上20,000キロワット未満）※一般木質・農作物残さ区分に該当するものに限る	地方税法附則 第15条第25項第2号
第15項「太陽光発電設備（特定太陽光発電設備）」	4分の3	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	太陽光発電設備（第10項に定めるものを除く） （1,000キロワット以上）	地方税法附則 第15条第25項第3号イ
第16項「風力発電設備（特定風力発電設備）」	4分の3	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	風力発電設備（第11項に定めるものを除く） （20キロワット未満）	地方税法附則 第15条第25項第3号ロ
第17項「水力発電設備（特定水力発電設備）」	4分の3	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	水力発電設備（出力5,000キロワット以上） ※認定発電設備に限る	地方税法附則 第15条第25項第3号ハ
第18項「水力発電設備（特定水力発電設備）」	2分の1	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	水力発電設備（第17項に定めるものを除く） （出力5,000キロワット未満）	地方税法附則 第15条第25項第4号イ
第19項「地熱発電設備（特定地熱発電設備）」	2分の1	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	地熱発電設備（第12項に定めるものを除く） （出力1,000キロワット以上）	地方税法附則 第15条第25項第4号ロ
第20項「バイオマス発電設備（特定バイオマス発電設備）」	2分の1	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	バイオマス発電設備（第13項に定めるものを除く） （出力10,000キロワット未満）	地方税法附則 第15条第25項第4号ハ
第21項「浸水想定区域内の地下街等への洪水時の避難の確保及び浸水防止のための設備」	3分の2	平成29年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機（洪水浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者または管理者が浸水防止計画に基づき取得したものが対象）	地方税法附則 第15条第28項
第22項「緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地」	3分の2	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日まで	3年	緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地で、認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する一定の用途以外の土地	地方税法附則 第15条第32項
第23項「浸水被害軽減地区内の土地」	3分の2	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年	洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を、水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定を受けた土地	地方税法附則 第15条第36項
第24項「滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産」	2分の1	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画に位置付けられた一体型滞在快適性等向上事業により整備された滞在快適性等向上施設等	地方税法附則 第15条第37項
第25項「特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法の雨水貯留浸透施設」	3分の1	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日まで	—	浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に基づき、県知事の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設	地方税法附則 第15条第40項
第26項「特定都市河川浸水被害対策法の貯留機能保全区域内の土地」	4分の3	令和4年4月1日から 令和10年3月31日まで	3年	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として、県知事の指定を受けた土地	地方税法附則 第15条第41項
第27項「サービス付高齢者住宅」	3分の2	平成27年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付高齢者住宅である賃貸住宅	地方税法附則 第15条の8第2項
第28項「特定マンションに係る区分所有に係る家屋」	3分の1	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで	1年	マンションの管理の適性化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を実施した建物	地方税法附則 第15条の9の3第1項